

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	群馬県千代田町

千代田町鳥獣被害防止計画



< 連絡先 >

担当部署名 千代田町産業観光課農政係
所在地 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
電話番号 0276-86-7005
FAX番号 0276-86-4361
メールアドレス nousei@town.chiyoda.gunma.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス、カモ類、ドバト、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	千代田町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	野菜全般	主に自家消費作物の被害
アライグマ	野菜全般	主に自家消費作物の被害
タヌキ	野菜全般	主に自家消費作物の被害
カラス	野菜全般	主に自家消費作物の被害
カモ類	農作物被害なし	農作物被害なし
ドバト	農作物被害なし	農作物被害なし
イノシシ	農作物被害なし	農作物被害なし
ニホンザル	農作物被害なし	農作物被害なし
ニホンジカ	農作物被害なし	農作物被害なし

(2) 被害の傾向

ハクビシン アライグマ タヌキ	町内全域で目撃情報が増加している。 とうもろこし、西瓜等の農作物全般への被害が報告されている。
カラス	町内全域に生息しており、農作物被害と電柱等への営巣が報告されている。
カモ類	町内全域に生息しており、農作物被害は確認されていないが、今後の被害が懸念される。
ドバト	町内全域に生息しており、糞害等の生活環境被害が報告されている。今後は、農作物被害も懸念される。
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	町内での生息は確認されていないが、隣接市町から侵入された場合に、農作物被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	主に自家消費作物の被害	被害が現状以上に発生しないよう野生動物の繁殖を抑制する方策について検討をおこなう。
カモ類 ドバト	被害の報告なし	
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	被害の報告なし	町内に出没した際は、猟友会等と連携し捕獲を実施する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、箱罠による捕獲を実施している。 ・上記以外については、農林水産業等に係る被害が確認されていたため、被害防止対策は講じていない。 	・繁殖力の強さから、今後の被害拡大が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	特になし	特になし
生息環境管理その他の取組	特になし	特になし

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の繁殖を抑制する方策について検討をおこなう。 ・町内全域で農作物への被害が散見されているため、必要に応じて隣接する市町と協力し、広域的な駆除に取り組む。

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については捕獲資格を有する委託業者が従事し、必要に応じて地域の猟友会等に協力を依頼する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣		取組内容
令和 6 年度	ハクビシン アライグマ タヌキ カラス カモ類	ドバト イノシシ ニホンザル ニホンジカ	捕獲資格を有する業者に委託する。
令和 7 年度	ハクビシン アライグマ タヌキ カラス カモ類	ドバト イノシシ ニホンザル ニホンジカ	捕獲資格を有する業者に委託する。
令和 8 年度	ハクビシン アライグマ タヌキ カラス カモ類	ドバト イノシシ ニホンザル ニホンジカ	捕獲資格を有する業者に委託する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年捕獲頭数が増加傾向にあるハクビシン・アライグマ・タヌキについては、農作物への被害防止を目的として積極的に捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ドバト	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、箱罠による捕獲を随時行う。カラス、ドバトについては、施設管理者の協力のもと必要に応じた採取、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊の設置なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
千代田町全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象獣種について、委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-	-	-	-

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-	-	-	-

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

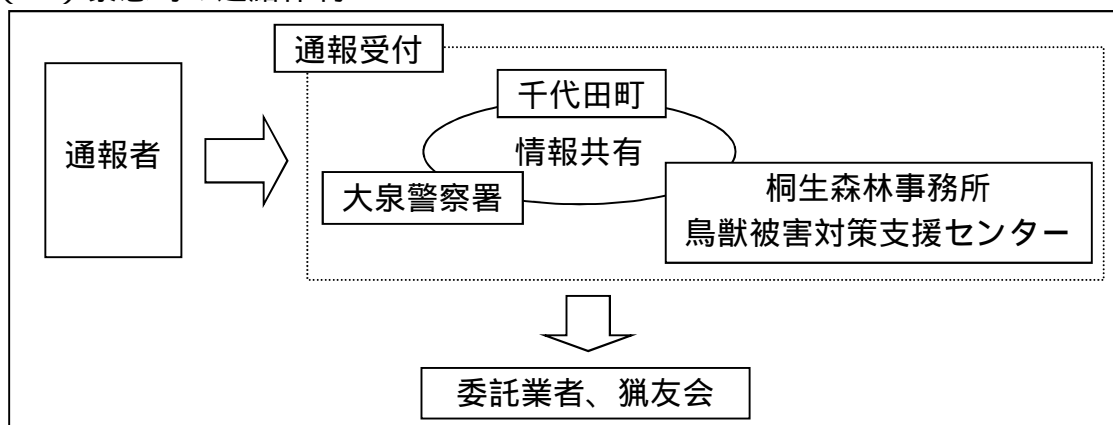
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8年度	-	-

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千代田町	情報収集、関係機関との連絡調整、捕獲作業
大泉警察署	住民の避難誘導、安全管理、捕獲作業補助
委託業者、猟友会	捕獲作業、処分
桐生森林事務所	技術指導と支援、情報共有
鳥獣被害対策支援センター	技術指導と支援、情報共有

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

委託業者もしくは自治体職員が止め刺しを行い、その後焼却処理施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし
ペットフード	予定なし
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	予定なし

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
-	-

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
-	-

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

未設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県が実施する研修会等へ積極的に参加し、被害防止対策の実施体制を整備する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町と連携し、農作物被害や生活環境被害の低減化を図る。